

令和元年台風第19号による足利市議会BCP  
に基づく対応の検証結果報告書

令和2(2020)年2月  
足利市議会

## 【目 次】

1	はじめに . . . . .	1
2	議会BCPに基づく対応 . . . . .	2
3	検証体制について . . . . .	5
4	検証の取組状況について . . . . .	5
5	検証方法について . . . . .	5
6	検証結果について . . . . .	6
7	むすびに . . . . .	14

### 《参考資料》

○足利市議会災害時BCP（業務継続計画）

○足利市議会災害対策支援本部運営要領

## 1 はじめに

令和元年10月12日から13日にかけて関東、東北地方を縦断した台風第19号は、大型で強い勢力のまま本市に最接近し、市内の広範囲で河川の氾濫等による建物の床上・床下浸水や、農地・農作物等の冠水、道路や橋の損壊、土砂崩れなどの大規模災害が発生するなど甚大な被害をもたらしました。

本市議会では、平成30年9月に策定した足利市議会BCP（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）に基づき、議会機能の早期回復、市民の生命、財産を守るために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的として足利市議会災害対策支援本部（以下、「市議会支援本部」という。）を設置し、市内の災害情報等を支援本部に一元化して市対策本部へ提供するなど、市の応急活動業務のサポートに努めました。また、被災者の生活再建をさらに加速させるための要望書を災害発生間もなく市へ提出し、その取り組みを後押しした上で、臨時議会で補正予算を議決するなど、本市の復旧復興に全力を傾けてまいりました。

このように、足利市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して災害対応にあたりましたが、本市初となる災害救助法の適用を受けるほどの大災害において、市議会の初動対応や議員の行動においていくつかの課題が浮き彫りになりました。

今後の災害時における議会対応に活かすことを目的として、今回の対応において生じた課題を抽出し、改善策について検証を重ね、その結果がまとまりましたので報告するものです。

## 2 議会BCPに基づく対応について [10月13日(日)～11月22日(金)]

### (1) 支援本部の設置から廃止までの経過

**10月11日(金)**

午後 6時 30分 台風19号の接近、上陸による本市の被害が予想されたことから、議会BCPに基づく対応として、市議会支援本部の設置等、万が一の際の対応に備えるよう全議員に周知、要請

**10月12日(土)**

午前 9時 00分 市の災害対策本部が設置

午前 10時 00分 課長から議長へ市の市対策本部が設置されたことを報告

午後 0時 45分 議長から全議員へ市対策本部設置及び今後の議会対応を周知

午後 3時 30分 正副議長登庁し今後の対応を協議した結果、市議会支援本部設置に伴う2次災害の発生を考慮し、12日は全議員の安否を確認するとどめ、翌13日の午前11時に支援本部を設置することとした。

午後 6時 00分 第1回目の議員安否確認

**10月13日(日)**

午前 8時 00分 第2回目の議員安否確認

午前 9時 10分 議長の指示により、全議員へ午前11時に市議会支援本部の設置す

ることを連絡し、支援本部員に参集を通知  
合わせて各地区組織内の災害情報収集を要請  
午前 11 時 00 分 「台風 19 号被害に伴う足利市議会災害対策支援本部」の設置及び  
支援本部会議を開催

**10 月 15 日 (火)**

午前 10 時 00 分 議員懇談会の冒頭、台風 19 号の被害状況等について市長から説明  
午後 1 時 40 分 市議会支援本部会議を開催し台風 19 号の被災に関する緊急要望事  
項を取りまとめ。

**10 月 16 日 (水)**

午後 5 時 00 分 議長から市長へ緊急要望事項を提出

**10 月 21 日 (月)**

午前 10 時 00 分 全協議会の冒頭、市長から回答について説明・質疑応答



- ・ 地区担当議員による災害情報の収集、支援本部への情報一元化
- ・ 随時、市対策本部から議会への被害状況の情報提供

**11 月 15 日 (金)**

午後 2 時 00 分 臨時会を開催。台風被害対策経費を計上した一般会計補正予算を可  
決。あわせて災害見舞金の増額を求める附帯決議を行った。

**11 月 21 日 (木)**

午後 4 時 00 分 市の災害対策本部を解散し、災害復興本部を設置

**11 月 22 日 (金)**

午前 10 時 00 分 議運終了後に支援本部を開催し、「台風 19 号被害に伴う足利市議  
会災害対策支援本部」の廃止を決定

**(2) 活動報告 (結果)**

**① 災害対策支援本部の設置**

・ 日 時 : 10 月 13 日 (日) 午前 11 時

**② 支援本部会議の開催**

・ 参集者 : 支援本部員 8 人ほか事務局職員

・ 結 果 : 計 2 回開催

**① 10 月 13 日 (日) 午前 11 時 00 分～午後 1 時 30 分**

ア 各地区組織の被害状況報告、イ 庁舎等の被害状況報告、  
ウ 安否確認結果、エ 今後の議会日程の確認

**② 10 月 15 日 (火) 午後 1 時 40 分～午後 2 時 40 分**

ア 緊急要望事項の提出

**③ 議員安否確認の実施**

- ・対 象：全議員（24人）
- ・手 段：LINEWORKS によるアンケートへの回答形式
- ・結 果：計2回実施 ① 10月12日（土）午後6時  
② 10月13日（日）午前8時

- ④ 災害情報の収集（市への報告件数） [計102件]
- 【内訳】①10月13日（各地区隊長とりまとめ） [ 35件]
- ②10月14日以降（事務局受付） [ 67件]

市議会による災害情報収集状況

市議会支援本部

単位：件

	河北 (中央・東・北)	河北 (西)	河南	合計	備考
人的被害	0	0	0	0	
家屋等被害	8	3	2	13	
道路関係	18	6	3	27	
河川関係	12	8	0	20	
田畑等	4	0	1	5	
土砂崩れ等	24	2	0	26	
乗用車等被害	3	0	0	3	
その他	6	1	1	8	バス停転倒1、災害ゴミ4、 避難所1、消毒依頼1、 車の被災調査依頼1
合計	75	20	7	102	

※上記の件数は各地区組織の議員からの報告件数であり、市内全体の被害の箇所数や戸数ではありません。

- ⑤ 市対策本部への情報提供 [計102件]

- ⑥ 議員への情報提供 [計31報]

- 【内訳】ア 台風19号による被災等の状況 [ 17報]
- イ 避難勧告の発令・解除等 [ 6報]
- ウ その他（災害ごみ受入れ・専決処分通知等） [ 8報]

- ⑦ 台風19号の被災に関する緊急要望事項の提出

ア 提出

- ・提出日：10月16日（水）
- ・提出先：市長
- ・提出者：議長（副議長同席）

## イ 回答

- ・回答日：10月21日（木）
- ・手 段：通知及び全員協議会にて説明

足議第 113 号  
令和元年 10 月 16 日

足利市災害対策本部本部長  
(足利市長) 和泉 聡 様

足利市議会災害対策支援本部本部長  
(足利市議会議長) 柳 収一郎

### 台風19号の被災に関する緊急要望事項の提出について

台風19号の風雨による本市の被害に関し、取り急ぎ対応いただきたい事項をまとめましたので、次のとおり提出いたします。

#### 記

#### 1 災害ゴミ及び消毒等の対応について

災害ごみや土砂・ヘドロ等の回収及び浸水家屋等の消毒などを、一般家庭と小規模事業者の区別なく対応をお願いしたい。

#### 2 り災証明について

市民への申請場所の周知及び証明書の早期発行をお願いしたい。

#### 3 JR両毛線の代替輸送（バス等）について

JRやバス事業者、関係自治体と連携し、早期の代替輸送の対応をお願いしたい。

#### 4 災害ボランティアについて

- ・市ホームページでの広報
- ・被災者ニーズの把握とボランティアの適切な派遣
- ・市内各種団体への呼びかけ（市内高校生や大学生等）

#### 5 市営住宅への入居（被災者）について

被災者の早期入居を図られたい。

#### 6 被災した市民へのいち早い情報提供について

被災した市民が欲しい災害対応の情報を、早期にわかりやすく、ホームページに限らず様々な手段を使って提供してほしい。

### 3 検証体制について

市議会災害対策支援本部（構成議員） 8人

本部長 柳 収 一 郎 議長  
副本部長 横 山 育 男 副議長  
本部長 栗 原 収 議員  
本部長 平 塚 茂 議員  
本部長 斎 藤 昌 之 議員  
本部長 小 林 貴 浩 議員  
本部長 金 子 裕 美 議員  
本部長 鶴 貝 大 祐 議員

### 4 検証の取組状況について

回数	開催日	検 証 内 容
1	R元. 12. 11	検証報告書の集約結果の説明について 検証項目の確認について 今後の進め方について
2	R2. 1. 15	検証項目の検討について① 集約結果に基づく検証
3	R2. 2. 17	検証項目の検討について② 検証結果報告書・議会BCP本文等の改訂（案）協議
4	R2. 2. 27	検証結果報告書・議会BCP本文等の支援本部案の決定
5	(R2. 2. 28)	報告書の決定（全体会）

### 5 検証方法について

「台風19号被害に伴う足利市議会災害対策支援本部」の廃止後、課題の抽出及び改善策を記載した検証報告書の提出を求め、その報告書に基づき支援本部（構成議員）において検証を行いました。

## 6 検証結果について

検証内容 1		支援本部の設置について	
議会BCP規定		災害初期から議会機能を的確に維持するため市対策本部等の設置後、速やかに支援本部を設置する。	
議会对応		台風19号通過後の10月13日(日)に設置	
支援本部案	課題	<p>〈設置時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路・規模等があらかじめ想定できる台風に限っては災害支援対策本部設置前に準備室等の設置により、議員に対し注意喚起等ができたのではないか。市の対策本部設置(12日9:00)から約1日遅れての設置であった。</li> <li>・災害対策本部の設置(12日午前9時)との整合性。</li> </ul> <p>〈設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準自体は適切と思われるが、設置時刻はもう少し早められたのではないか。</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の災害情報収集結果を当局へ提供する際、そもそもの目的である一本化できず、議員の個別対応があった。</li> </ul>	
	改善策	<p>〈設置時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測できる災害の場合は、事前の注意喚起等を徹底する。</li> </ul> <p>〈設置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風通過が未明であったことから、本部設置が翌朝(11:00)であったが、タイムロスの短縮を図る。</li> <li>・対策本部が把握する災害規模の想定や対応などについて各議員への情報提供、およびBCPに掲げる地区組織の活動準備等を考え、市の災害対策本部設置に合わせるべきではないか。</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自平時からマニュアルの確認をするとともに、訓練の際、ルールの徹底を図る。</li> </ul>	
	検証結果	<p>市議会支援本部の設置については、市対策本部が台風通過前の12日午前9時に設置し、1日経過した翌日の午前11時に支援本部を設置したが、これは参集による2次災害等を考慮して判断したものである。</p> <p>検証の結果、今後の対応として、議会BCP本文等の改正は行わず、原則は規定のとおりとするが、運用として災害の種別により本部長である議長が設置時期を判断する。</p>	
	議会BCP等の改正	無	
【有の場合】改正内容			



検証内容 2		議員安否確認について		
議会BCP規定		<p>メール又はFAXにより別記様式1を活用して連絡</p> <p>①安否確認…議会BCPの対象となる災害が発生したときは、議員は自身の安否、居所及び連絡先をメールで送信する。なお、メール等の使用が制限され、又は携帯電話が使用不能の場合はFAXを使用し、議会事務局に連絡する。</p> <p>②議員の基本的行動…議員は、災害時に速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、議会に支援本部が設置されたときは、議員本人の所在確認等の被災状況報告を議会事務局へ報告し、自身と家族の安全が確保された段階で次の行動を行うものとする。</p>		
議会対応		・LINEWORKSを活用した「アンケート」への回答形式で実施		
支援本部案	課題	<p>〈手法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット導入したばかりであったことから、タブレット端末を確認すること自体失念するなど慣れていなかったため安否確認が遅れた。</li> <li>・FAXは原則自宅にないと対応できないなど使いづらい。</li> </ul> <p>〈時期・回数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風通過直後にも必要であった。</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の対応で良い。</li> <li>・議員の安否を全議員に知らせる必要もあった。</li> </ul>		
	改善策	<p>〈手法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末導入から時間が経過したので機器の操作に関して十分慣れたと思われるが、災害時安否確認の意識付けする。</li> <li>・第一にLINEWORKS、次に携帯メールで確認をすることが良い。</li> </ul> <p>〈時期・回数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害直後の安否確認の徹底を図る。</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の伝達に努める。</li> </ul>		
	検証結果	<p>議員の安否確認については、今回、タブレット端末のLINEWORKSのアンケートに回答する方法で実施した。</p> <p>必要項目をアンケートに回答する形式は簡便であり、実施後の感想はおおむね好評であったが、タブレット端末導入以前に策定された議会BCPには今回の方法について規定がなく関係部分を改正する必要がある。</p> <p>LINEWORKSによる安否確認が速やかに行えるよう定期的な訓練を実施する。</p>		
	議会BCP等の改正	有		
	【有の場合】改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の安否確認の方法について、現在のメール及びFAXによる確認方法をLINEWORKSのアンケート回答形式に変更する。</li> <li>・安否確認は原則として市の対策本部設置後速やかに実施する。</li> </ul>		

検証内容 3		災害情報の収集について①		
議会BCP規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区組織の議員から、隊長を経て支援本部へ報告</li> <li>・収集した情報は支援本部で精査して市対策本部へ提供</li> <li>・報告手段はメール又はFAXにより別記様式2を活用</li> </ul>		
議会対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置当日は各地区組織の議員から隊長を経て支援本部へ報告</li> <li>・14日以降は事務局職員が待機して各議員からの情報を収集</li> <li>・報告手段はLINEWORKS 又は FAX により別記様式2を活用</li> </ul>		
支援本部案	課題	<p>〈報告手段（タブレット活用）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告方法はタブレット限定とするべき。</li> <li>・ファックスは送信に時間がかかる、自宅に帰らないと送れない、原稿の作成に手間がかかる等の問題がある。</li> </ul> <p>〈地区組織による収集〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区組織で得た災害情報は全議員が見られる場所へ各自が伝達することにより、全議員が他の地区の情報を得ることもできる。</li> <li>・「隊長を経て支援本部へ報告」は減災対応が必要な情報など緊急時はタイムラグが生じてしまう懸念がある。</li> <li>・各地区組織の議員から隊長への連絡をしていると、時間的なロスが大きく非効率である。</li> </ul> <p>〈記載内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統一したフォーマットを作成しておき、グーグルマップで位置を確定しスクリーンショットで添付するなど、タブレットの機能を最大限活用する。</li> </ul> <p>〈フィードバック〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報を支援本部に伝えた後の情報が必要である。</li> </ul>		
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記課題に改善策も含め記載。</li> <li>・災害発生初動期では、LINEWORKS にて隊長を経ることなく支援本部へのダイレクトな情報提供が望ましい。</li> <li>・LINEWORKS を活用して、情報伝達が効果的である。</li> <li>・スマートフォンにLINEWORKS を入れて、災害現場に行けば現場から報告を送信できるので、活用する。</li> </ul>		
	検証結果	<p>報告手順については、議員が直接支援本部へ報告することに変更する。</p> <p>LINEWORKS は災害現場から写真を掲載して報告できることなど即時性、利便性が高いが、入力フォーム（別記様式）とタブレット端末の互換性の関係から、LINEWORKS ではなくメールによる報告を第一の手段とする。</p>		
	議会BCP等の改正	有		
	【有の場合】改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した情報は直接支援本部へ報告することに変更する。</li> <li>・報告手段は原則としてメール（別記様式）とする。</li> <li>・各議員が収集した地区ごとの災害情報を市対策本部に提供するほか全議員が確認できるよう LINEWORKS のグループトークに掲載する。</li> </ul>		

検証内容 3-2		災害情報の収集について②	
議会BCP規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初期において、市職員が災害情報の収集や応急対策業務に奔走し、混乱上にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動は、その状況と必要性を見極め、市職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。</li> </ul>	
議会対応		災害対応及び要望を市当局へ直接連絡した事例 あり：10人（一人当たり1～10件） なし：14人	
支援本部案	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル（議会BCP）を理解していない議員がいた。</li> <li>・災害初期において、職員が業務に専念できるよう配慮が必要であることはむろんであるが、支援本部設置前についてはその状況と必要性を見極めた上で直接対応要請することも必要と思われる。</li> </ul>	
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の危機等真に緊急性のある場合を除き、マニュアルに基づき行動する。</li> </ul>	
	検証結果	今回、各議員が直接市当局へ災害情報等を報告するケースがあったが、支援本部や地区組織、地区担当議員それぞれが改めて議会BCPに規定する議員の基本的な行動及び役割を整理し、市との相互連携を踏まえた行動をする。	
	議会BCP等の改正	無	
	【有の場合】改正内容		

検証内容 4		議員への情報提供について	
議会BCP規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部からの情報提供は市災害対策本部からの情報を適宜、全議員配付資料として登録の携帯電話等でのメール等により提供</li> </ul>	
議会対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から提供された「台風19号による被災等の状況」や「避難勧告の発令」等の情報をLINEWORKSにより周知</li> </ul>	
支援本部案	課題	〈報告手段（タブレットの活用）〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員への情報伝達は概ね良好であった。</li> <li>・現場へのタブレットの持ち運びが大変であったため、個人のスマートフォン等の活用を図るべきである。</li> <li>・FAXは自宅にいないと確認できない。</li> </ul> 〈時期・回数・内容〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部設置前の自主避難所開設の情報が不十分であった。</li> </ul>	
	改善策	〈報告手段（タブレットの活用）〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のスマートフォンへLINEWORKSとモアノートをダウンロードしておくとともに、足利市消防防災メールも登録しておく。</li> <li>・議会BCPの規定にメール及びLINEWORKSと明記する。</li> </ul>	

		・確認時の場所を限定しないためメールや LINEWORKS による方法が良い。
検証結果		議会BCPの規定はタブレット導入前に策定したため、市から提供された災害情報の議員への提供方法については、実態にあわせ従前のメール及びFAXから原則LINEWORKSに変更する。
議会BCP等の改正	有	
【有の場合】 改正内容		・市対策本部からの災害情報等については提供手段をメールからLINEWORKSに変更する。 ・各議員が収集した地区ごとの災害情報については全議員が確認できるようLINEWORKSのグループトークに掲載する。

検証内容	5	地区組織について
議会BCP規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区組織に隊長及び副隊長を置き、議長及び副議長以外の議員はいずれか1つの地区組織に所属する。</li> <li>・担当地区の被災状況及び避難所等の状況を調査し、隊長を経て支援本部へ報告する。</li> <li>・平時においては日頃から担当地区の災害対策を把握しておく。</li> </ul>
議会対応		同上
支援本部案	課題	<p>〈構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区組織内の連携が十分でなかったため被災状況の把握に時間を要した。</li> <li>・議員の割り振りも再検討が必要ではないか。</li> <li>・地区組織は大きな災害の際には機能しないと思われる。</li> <li>・担当地区外の災害対応も各議員のそれぞれの立場で求められる場合がある。担当地域を限定することは無理がある。</li> </ul> <p>〈情報収集〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する地区組織以外のすべての情報の確認が必要である。</li> <li>・議員空白地区をどのように対応するか課題である。</li> <li>・地区外の情報を届けることを可能にすべきである。</li> <li>・議員から隊長経由で情報を送ることは、伝達のスピード、正確性においてマイナスであると考える。</li> </ul>
	改善策	<p>〈構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時に地区組織の連携を図るための打合せを実施しておく。</li> <li>・地区組織を廃止して、各議員から直接支援本部に情報送信する。</li> </ul> <p>〈情報収集〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LINEWORKSのグループ設定を見直すべきである。</li> <li>・地区外の情報を届けることを可能にすべきである。</li> </ul>
	検証結果	

		<p>するが、隊長の職を廃止して情報収集の合理化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部から災害に関する情報を受けたときは、速やかに担当する地区の住民に当該情報を提供するように努める。</li> <li>・議員空白地区は、従前どおり地区担当議員が対応する。</li> <li>・被害がなかった地域に居住の議員の行動については、支援本部の指示により臨機応変に対応する。</li> <li>・担当地区以外の情報収集は、議員派遣命令が出された災害初動期の活動においては担当地区の情報収集を優先し、その後は個別に収集しやすい地域の情報収集を可能とする。</li> </ul>
	議会 BCP 等の改正	有
	【有の場合】改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当地区は維持するが、正副隊長の役職を廃止する。</li> <li>・収集した災害情報は、各議員から直接支援本部へ報告する方式に変更する。</li> <li>・支援本部から災害に関する情報を受けたときは、速やかに担当する地区の住民に当該情報を提供するように努める。</li> <li>・各地区で収集した災害情報を全議員が確認できるよう LINEWORKS のグループトークに掲載する。</li> </ul>

検証内容	6	支援本部について
議会 BCP 規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部は、議長と副議長、議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担う。</li> <li>・本部長の指示のもと次の業務を行う。①議会の機能維持のための資源確保（人的、情報通信、議場等）に関する事、②議員と市対策本部との連絡調整に関する事、③議員の招集等に関する事、④その他、災害対応に必要と考えられること。</li> </ul>
議会対応		同上
支援本部案	課題	<p>〈設置・廃止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部運営要領の第 5 条に支援本部の廃止について規定があるが、「廃止」の表現では組織そのものがなくなるイメージが出てしまう。</li> </ul> <p>〈参集・会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始めての実践だったので止むを得なかったが、本部会議の業務を明確化する必要がある。</li> <li>・会議の効率化が必要である。</li> </ul> <p>〈情報の収集・整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した災害情報を市対策本部へ転送する方法が紙ベースであった。</li> <li>・市対策本部への情報提供が速やかに行われるよう、支援本部での作業を簡略化する必要があるのではないか。LINEWORKS でフォームを作成し情報の記載事項を統一化できないか。</li> </ul>

	改善策	<p>〈設置・廃止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃止」の規定を「解散」に改正することが適当ではないか。</li> </ul> <p>〈参集・会議〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議を定時開催する。会議内容(定時報告等)を検討しておく。</li> </ul> <p>〈情報の収集・整理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した災害情報を対策本部へ転送する方法を電子化する。</li> <li>・支援本部の作業簡略化。LINEWORKS で入力フォームを作成し、情報の記載事項を統一化する。</li> </ul>	
	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部の活動を終了するとき、現在の規定を市対策本部に合わせ「廃止」から「解散」に改める。</li> <li>・支援本部会議の定時開催については、支援本部設置後、会議の中でその後の開催の時期等について協議し、決定する。</li> <li>・災害情報の入力フォームを作成し、手順等の統一を図る。</li> </ul>	
	議会 BCP 等の改正	有	
	【有の場合】 改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援本部運営要領の第5条について「廃止」を「解散」に改正する。</li> <li>・災害初動期に会議の中で支援本部の定時開催等、当面の活動について協議する。</li> <li>・災害情報収集の LINEWORKS での入力用フォーマット作成については、タブレットと LINEWORKS の互換性から、エクセル形式の様式に記入した情報を原則メールにて報告する。</li> </ul>	

検証内容	7	支援本部設置期間中の議員活動（公務取り扱い）について
議会 B C P 規定		規定なし
議会対応		支援本部設置期間中、支援本部会議の開催、地区組織による情報収集及び支援活動等
支援本部案	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における議会 B C P に基づく活動を公務として認める場合には議員派遣の手続きが必要であるが、「足利市議会議員派遣取扱要領」に派遣対象として明文化していない。派遣手続きを行わない活動は公務として認められず、公務災害補償の対象とならない。</li> </ul>
	改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の活動について速やかに議員派遣の手続きを行うため、議会 B C P 本文、支援本部運営要領及び議員派遣取扱要領に災害時における議員活動の公務としての取り扱いについて明文化する。</li> </ul>
	検証結果	<p>災害時における議会 B C P に基づく活動を公務として取り扱うため、支援本部設置後速やかに議員派遣の手続きを行うこととする。</p> <p>ただし、派遣命令により災害時における議員の活動すべてが公務災害補償の対象となるわけではなく、公務性は活動の内容によ</p>

		り判断される。公務としての活動とその他議員活動を区別するため、議員派遣命令による公務としての活動は、災害初動期における担当地区の災害救援及び復旧活動の協力・支援、情報収集、並びに支援本部員としての活動に限る。ただし、本部長が必要と認める場合はこの限りではない。
	議会 BCP 等の改正	有
	【有の場合】 改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における議員の活動について、議会 B C P 本文に議員派遣による公務としての取り扱いを規定する。</li> <li>・足利市議会議員派遣取扱要領の派遣対象に災害時における議員の活動について規定を追加する。</li> <li>・派遣命令による公務としての活動は、災害初動期における担当地区の災害救援及び復旧活動の協力・支援、情報収集、並びに支援本部員としての活動に限る。ただし、本部長が必要と認める場合はこの限りではない。</li> </ul>

検証内容 8		その他
支援本部案	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者 1 名、中等症 2 名、住家被害 793 件、その他大きな被害を受けた被災地の自治体議会議員として、災害状況の的確な把握に努めるとともに、当局が提出した災害復旧予算の審査等、本来担うべき役割を果たすことが議員の本分であり、優先すべきものである。</li> <li>・補正予算の予算の積み上げの過程で市と支援本部との協議調整があってもよいのではないか。支援本部から市長に対し提出する「緊急要望事項」が予算の中で活かされているか検証するためにも必要と考える。</li> </ul>
	改善策	なし
	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会 B C P には、議会機能の早期回復、市民の生命、財産を守るために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的として議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準が定められ、基本方針に沿った活動を行うとされている。今回のように、災害対応活動が長期化する中では、議会 B C P に規定する基本方針を改めて確認し順守する。</li> <li>・災害対応関係補正予算の編成権は市長専権事項であるが、災害から約 1 か月後に臨時会を開催し、議会の議決という形で補正予算を審議した。今後も議会 B C P に基づき議会機能の早期回復の実現を図っていく。</li> </ul>
	議会 BCP 等の改正	無
	【有の場合】 改正内容	

## 7 むすびに

今回の台風 19 号による豪雨被害は、本市に大きな被害をもたらし、特に渡良瀬川に流入する中小河川の越水による被害は広範囲におよび災害対応の長期化を招きました。

市災害対策本部による応急活動期間は、災害復興本部に切り替わる 11 月 21 日までの約 1 か月半にわたるなど、市議会支援本部の活動期間もそれに準じたものとなりました。

本市議会では、平成 31 年 1 月に議会 B C P に基づき、非常時における議員の基本的な行動を確認する災害時対策訓練を実施し対策を図ってきましたが、訓練は災害初動期を想定した対応に限定され、長期間の活動を想定した訓練を実施していない中での災害発生となりました。

今回の災害では、令和元年 8 月から導入したタブレット端末を活用し、議員の安否確認が簡易に実施できたこと、また、災害情報の収集時に被災現場の写真を添付して報告できることなど、災害初動期において迅速な行動を図ることができました。

一方で、地区組織の活用がうまくいかなかったことが挙げられます。特に災害初動期では、地区組織の隊長を経由した支援本部への災害情報収集が円滑さを欠いたため、今回、地区組織はそのまま維持するが、隊長職を廃止し情報収集の合理化を図りました。

また、市議会支援本部の設置期間における議員活動の際、公務災害補償等の対応を適切に行うため、議員派遣手続きに関して議会 B C P に規定しました。

今後も、災害時には災害応急活動が長期にわたることを想定し、支援本部と地区組織、地区担当議員それぞれの役割や基本的な行動基準を改めて確認し整理する必要があります。

今回の検証をもとに、議会 B C P を実態に合わせた改正を行い、今後、様々な災害を想定した訓練を実施することで、より効果的で機能的な議会活動の実現を図っていきます。

また、全議員が災害対応に関して自分の役割を理解し、的確な判断と行動ができるよう、日頃から地域防災の課題把握に努め、市民や自治会、行政などと連携を図りながら、地域の防災力強化に協力していきます。